

第 2 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 4 月 2 8 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年4月28日(金) 午後1時30分から 2時20分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

5番 竹内厚子

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 承認第1号 農業員会事務局員職員の任免について |
| 第4 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第5 | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第6 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について |
| 第7 | 議案第4号 土地現況証明願について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹羽	優
事務局次長	佐々木	正人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長　ただいまより第 23 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

3月に引き続き4月も暖かい日が続いていたわけですが、天候が幾分ぐずつき気味になってきた中、皆様大変農作業にご苦勞されているのではないかと思います。また、水稲においては大半の方が種下ろしを終えたのかなと思っております。

会長 そういったなかで、先日札幌で開催されました常設審議委員会に出席しました。その中で、5月に農政に対しての要望や課題が多い中、水活の問題も上がっておりました。水活の問題といいますのは、畑地化事業のことです。

畑地化促進事業では、全国の予算が 270 億円の中で、北海道だけで畑地化に手をあげたのが 600 億円以上とのとりまとめがありました。

国としては大変な状況で、全く予算が足りないようでございます。国の対策としては、再度精査してから畑地化へ手をあげて下さいという進め方をするようです。思惑としては、簡単に言えば“畑地化から手を降ろして下さい”そうすると予算内で何とか収まるという風にふんでいるようでございますが、全然予算不足ということではないかと思われます。

会長 既に、会計検査員が入ったケースもあります。北海道では旭川市に入ることとは決定しています。他にどこの地域へ入るといふ情報はまだ得ておりません。既に会計検査員が入った青森県では、返還という事例があったと聞いております。5年間遡り返還額 3,000 万円くらいを受けたといふ情報が入っております。

会長	畑地化に手をあげ降ろしても、会計検査院が入ってきたらそれが水田とみなされるかみなされないか、交付金を既に受け取っている身としては、返還という可能性もでてくるのかというのは心配な面がございます。
----	--

そういった意味で、今後畑地化で手を降ろした場合、どうなっていくかというのは道段階で7月まで検討し、国にいろいろな事情を含め訴えていくという計画を立てているようです。

会長 また、話は変わりますが、先ほど挨拶がありました新任の事務局次長の佐々木さん、[REDACTED]さんには、今後一生懸命がんばってもらいたいと思っております。

農業関係、農業政策は、大変厳しい中で、今後も賃借、賃貸、売買等たく

会長 さん問題があるかと思いますが、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。
 少し長くはなりましたが、本日の総会は承認第 1 号と議案第 4 号までござ
 います。
 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願ひ
 たしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思
 ひます。

事務局長 ありがとうございます。
 本日、5 番竹内委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は 14
 名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規
 則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。
 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となること
 から、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思ひます。

 【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規
 則第 13 条の規定により、3 番高橋委員、4 番玉木議員を指名いたします。こ
 の指名は、第 23 回総会開会中といたします。

 【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございま
 せんか。

 （異議なし）

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

 【日程第 3 承認第 1 号 農業委員会事務局員の任免について】

議長 「日程第 3 承認第 1 号 せたな町農業委員会事務局職員の任免につい
 て」を議題といたします。

議長 事務局より説明願ひます。丹羽事務局長。

事務局 はい。議案 1 ページ目をご覧ください。
 承認第 1 号。せたな町農業委員会事務局職員の任免について。
 せたな町職員の事務分掌異動に伴う農業委員会事務局職員について、次の
 とおり専決により発令したので承認を求める。

令和 5 年 4 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

こちらにつきましては 3 月 31 日付け、せたな町職員の定年退職と 4 月 1 日付け、せたな町の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございました。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により農業委員会総会に上程し、承認を求めるものでございます。

解任が小池秀樹、任用が佐々木正人でございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

新しく佐々木事務局次長兼農地係長を命ずるということで承認いたしたいと思います。

【日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 5 年 4 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、他の農業者と賃貸するためでございます。

事務局

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

大羽委員 はい。(挙手)

議長 はい。大羽委員。

大羽委員 はい。番号11番について、私もかかわった経緯がありますので質問がございます。通常のパターンであれば、解約の申し出がでた時点で、次の賃貸や売買の方に情報が載っていますが、今回はそれが載っていないので、その後話は進んでいないのでしょうか。

議長 事務局長より、説明をお願いします。

事務局長 はい。話は進んでおります。■■■■■さんの■■■■■さんが、4月中に来町できず、売買協議できない状態で行っていました。3月ぎりぎりまで、■■■■■さんが、■■■■■さんに買ってもらいたいと希望しており、のびのびになっていましたが、■■■■■さんからの連絡により3月24日に解約、その後新たな買主と契約締結したいと申し出があり、5月11日に売買協議を予定しております。その際には、大羽委員にご案内しようと思っておりました。以上で説明を終わります。

議長 はい。要約しますと、農地を売買するためということで解約をして行いましたが、買主の目処がついたということでの解約ということでございます。

議長 その他、議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会

等に関する法律第31条該当)】について】

議長 「日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案3ページと4ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年4月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料4ページをご覧ください。

番号56番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、内、田んぼが3ヶ所 [REDACTED]㎡、畑が1ヶ所 [REDACTED]㎡、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED]円、畑の単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局 5ページをご覧ください。

番号57番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の5筆、内、田んぼが4ヶ所 [REDACTED]㎡、畑が1ヶ所 [REDACTED]㎡、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑と転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED]円、畑の単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局 6ページをご覧ください。

番号58番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の16筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

7ページをご覧ください。

番号59番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計7筆、内、田んぼが6ヶ所[REDACTED]㎡、畑が1ヶ所[REDACTED]㎡、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては、賃借権でございます、期間につきましては2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が[REDACTED]円、畑の単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございます。

事務局

8ページをご覧ください。

番号60番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございます、所有権移転の時期につきましては2023年4月28日、対価の支払期限が2023年5月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

10ページをご覧ください。

番号62番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計11筆、内、田んぼが5ヶ所[REDACTED]㎡、畑が6ヶ所[REDACTED]㎡、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が[REDACTED]円、畑の単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

事務局

11ページをご覧ください。

番号63番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の4筆、内、田んぼが1ヶ所 [REDACTED]㎡、畑が3ヶ所 [REDACTED]㎡、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑と水田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、新規でございます。

事務局

12ページをご覧ください。

番号64番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

13ページをご覧ください。

番号65番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計5筆、面積は合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、[REDACTED]円、[REDACTED]円、[REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

14ページをご覧ください。

番号66番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

15ページをご覧ください。

番号67番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計5筆、内、田んぼが4ヶ所 [REDACTED]㎡、畑が1ヶ所 [REDACTED]㎡、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、

事務局

2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、継続でございます。

事務局

16ページをご覧ください。

番号68番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、面積が [] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、継続でございます。

事務局

17ページをご覧ください。

番号69番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、面積が [] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

18ページをご覧ください。

番号70番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 [] の計3筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、継続でございます。

事務局

19ページをご覧ください。

番号71番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 [] の計4筆、内、田んぼが4ヶ所 [] m²、畑が2ヶ所 [] m²、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年4月28日から2026年4月27日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 72 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、
こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につき
ましては、2023 年 4 月 28 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が
円、売買価格は 円でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 73 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、面積が
 m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまし
て、所有権移転の時期につきましては、2023 年 4 月 28 日、土地引渡の時期
は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号
の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議
題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について。

事務局 農地法第5条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。

令和5年4月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の22ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年3月29日第22回総会で審議いただきました、砂利採取のための一時転用でございます。

事務局 番号7番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 の計5筆、面積が合わせまして[] m^2 、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[] m^2 、保安区域が[] m^2 、採取数量が[] m^3 、転用期間は令和5年5月1日から令和6年4月30日、位置図・配置図につきましては、24ページ、25ページ、26ページの図1、図2、図3のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和5年4月25日の北海道農業会議第1回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局 23ページをご覧ください。

こちらにつきましても、令和5年3月29日第22回総会で審議いただきました、砂利採取のための道路造成の一時転用でございます。

事務局 番号8番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面積は[] m^2 の内[] m^2 、[]、面積は[]の内[] m^2 、[]、面積は[]の内[] m^2 の計3筆、面積が合わせまして[] m^2 、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、作業道増設のための一時転用、転用期間は令和5年5月1日から令和6年4月30日、位置図・配置図につきましては、24ページ、25ページ、26ページの図1、図2、図3のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和5年4月25日の北海道農業会議第1回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第23回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 2 日

会議録署名委員

3 番 高橋 光也

4 番 玉 木 久 氏

議長 原 田 嘉 博